

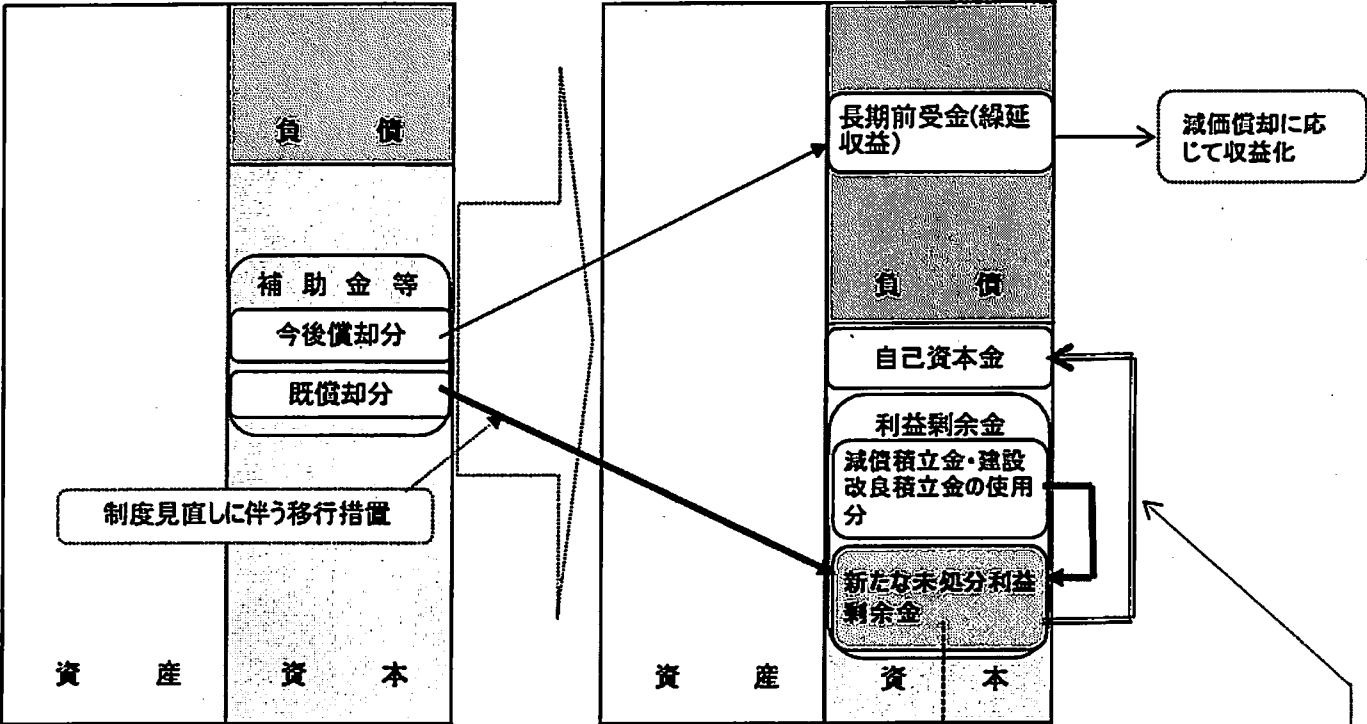
滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

(施行日 平成26年4月1日)

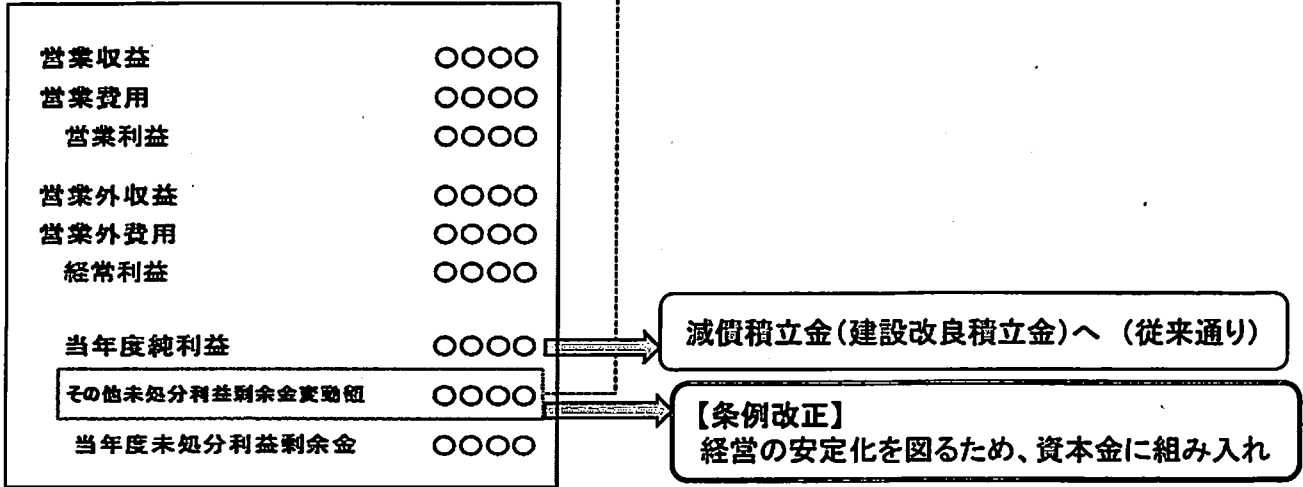
改正の概要

- 1 毎事業年度生じた利益から繰越欠損金を埋めた後の残額から、減価積立金または建設改良積立金に積み立てた額を控除した額を、資本金に組み入れることとする(第5条)。
- 2 みなし償却制度の廃止に伴い、関係規定を削除する(第6条第3項)。

貸借対照表



損益計算書



滋賀県公営企業の設置等に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(利益の処分等)</p> <p>第5条 事業年度末日において企業債（法第22条に規定する企業債をいう。以下同じ。）を有する公営企業は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、翌事業年度における企業債の元金償還予定額に相当する金額（補填残額が翌事業年度における企業債の元金償還予定額に満たない場合にあつては、その補填残額の全部）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てるものとする。</p> <p>2 事業年度末日において企業債を有しない公営企業および前項の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた公営企業は、補填残額の全部（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、補填残額から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額）を建設改良積立金として積み立てるものとする。</p> <p>3 第1項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある公営企業は、前項の規定に該当する場合を除き、その残額の全部を建設改良積立金として積み立てるものとする。</p> <p>4 第1項の減債積立金は、企業債の償還に充てる場合のほか、使用することができない。</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(利益の処分等)</p> <p>第5条 事業年度末日において企業債（法第22条に規定する企業債をいう。以下同じ。）を有する公営企業は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（当該残額が当該事業年度の損益計算において生じた利益の額を超える場合にあつては、当該利益の額に相当する額（当該利益により当該欠損金の全部または一部をうめた場合にあつては、当該利益の額に相当する額から当該欠損金をうめた額に相当する額を控除して得た額）。以下この条において「補填残額」という。）があるときは、翌事業年度における企業債の元金償還予定額に相当する金額（補填残額が翌事業年度における企業債の元金償還予定額に満たない場合にあつては、その補填残額の全部）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てるものとする。</p> <p>2 事業年度末日において企業債を有しない公営企業および前項の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた公営企業は、補填残額の全部（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、補填残額から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額）を建設改良積立金として積み立てるものとする。</p> <p>3 第1項の規定により減債積立金を積み立て、なお補填残額に残額がある公営企業は、前項の規定に該当する場合を除き、その残額の全部を建設改良積立金として積み立てるものとする。</p> <p>4 第1項に規定する残額から補填残額を控除して得た額は、資本金に組み入れるものとする。</p> <p>5 第1項の減債積立金は、企業債の償還に充てる場合のほか、使用することができない。</p>

5 第2項および第3項の建設改良積立金は、建設改良工事に要する費用に充てる場合のほか、使用することができない。

(資本剰余金の処分等)

第6条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てるものとする。

2 前項の資本剰余金は、欠損金をうめ、または資本金に組み入れるために処分することができる。

3 資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭または物件（これらのうち資本剰余金に整理すべきものに限る。

以下「補助金等」という。）をもつて取得した固定資産で、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価または帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、またはこれを譲渡し、撤去し、もしくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該補助金等が整理された資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

以下省略

6 第2項および第3項の建設改良積立金は、建設改良工事に要する費用に充てる場合のほか、使用することができない。

(資本剰余金の処分等)

第6条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てるものとする。

2 前項の資本剰余金は、欠損金をうめ、または資本金に組み入れるために処分することができる。

以下省略